

令和5年度

高槻市農地等利用最適化
推進施策等に関する意見

令和4年10月3日

高 槻 市 農 業 委 員 会

令和5年高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、脅威を増している自然災害への対応や、都市住民による農業への関心の高まりなどの後押しを受けた「都市農業振興基本法」の制定等、農業を取り巻く環境は大きく変化している。

市は、このような社会状況の変化に対応し、本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため、本年度から10年間を計画期間とする新たな「農林業基本計画」を策定した。その計画では「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」を基本目標に掲げ、その目標の実現に向け、農林業者や関係団体をはじめ、さまざまな主体と協働することにより、本市農林業のさらなる振興に取り組んでいくとされている。

一方、国は平成28年度の「農業委員会等に関する法律」の改正以降、5年が経過したことを受け、これまでの農業委員会の活動の検証を行い、「担い手への農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」といった農地利用最適化活動に係る目標を策定し、その目標の達成に向け、委員がこれまでも日々地域で行ってきた活動を改めて記録・公表することで、農業委員会による最適化活動の「見える化」を推進する仕組みを構築した。また、あわせて「農業経営基盤強化促進法」の一部も改正し、市町村の責務として、地域の農業者をはじめとした関係機関と密に協議を行い、その協議の結果を踏まえた、地域における農業の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めていくものとされた。

このような状況下、当委員会としても、地域に根ざした最適化活動の推進に加え、農業者の代表機関として市や関係機関との連携を図ることにより、時々刻々と変化する農業を取り巻く情勢に対応すべく、農地の適正な利用や農業の持続的発展に向け、邁進していく所存である。

このため、市においても「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」の基本目標のもと、農林業を次世代に繋いでいくためにも、農業者が安定的・継続的に営農できるよう、実情に沿った支援や施策の一層の拡充に努められたい。

以下、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。本市の農業の持続的発展のため、令和5年度の農業施策の立案や予算編成にあたり、所要の措置を講じられたい。

1 都市農業振興施策全般について

昨今、全国的に自然災害が相次ぐ中、農地の有する防災面をはじめとした多様な役割が改めて評価されている。しかし一方で、農業者を取り巻く環境は、農業経営の非採算性に起因する後継者不足や農業用機械等の老朽化により、市の農業施策による支援はあるものの離農する者や営農を縮小する者が後を絶たない。また、営農を維持しようする者の中にも、近年の異常気象の影響で、本市の主要な農産物である米を今後も品質、収量ともに維持し、栽培し続けることができるかどうか、不安を覚えている者が少なくない。

農業者が今後も営農を継続していくため、以下に都市農業振興施策全般について意見を取りまとめた。

①農業経営継続のための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持を国に対し働きかけるとともに、免除の確定までの期間については、営農者が高齢化している現状を鑑み、現在の終身から20年に短縮されるよう働きかけられたい。

②優良な担い手の確保や受託組織への支援

これまで地域の農業を支えてきた担い手の高齢化や離農、営農規模の縮小が進む中、遊休農地のさらなる増加が予想される。担い手の確保は喫緊の課題であり、農地バンクを活用したマッチング機能は存在するものの、さらなる担い手の育成支援や、農作業の受託組織等の活用・充実が有効であると考ええる。優良な担い手の確保や育成支援に取り組むとともに、受託組織のさらなる拡充のため、JAをはじめ関係機関とのさらなる連携強化を図るなど、担い手不足の解消に向けた実効ある施策展開を進められたい。

③肥料等の高騰への対策

昨今続く物価高騰は農業用の飼料・肥料・農薬等にも及んでおり、農業者に大きな影響を与えている。国による「肥料価格高騰対策事業」において一定の対応がなされるとされているため、本制度についての研究・周知活動を実施するとともに、本市で多数を占める小規模・零細農家に対する有効な対策を講じるため、市独自の支援策についても積極的な検討を進められたい。

④農業者と行政の積極的な意見交換

都市農業の重要性に鑑み、地区実行組合長会と行政との意見交換を積極的に図るとともに、都市農業の保全のため、小規模農家に対する営農活動支援の強化に取り組まれたい。

⑤高温障害対策

気温が2℃上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われている。これらの対策の1つとして、各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品種が続々と開発されている現状にある。今後予測される高温障害への対応品種の開発状況について、情報収集とその周知、状況に応じた対応を実施されたい。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

都市で円滑に農業を営んでいくためには、地域住民の農業への理解がとりわけ必要不可欠である。住民が農業に触れ、また、地域で採れたものを地域で消費することを通じて、農業者と住民の交流を深めていくことが重要である。

以下に地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について意見を取りまとめた。

①学校学習田支援事業

学校学習田事業は次代を担う子どもたちに対し、食の大切さに加え、地域の良い都市環境の形成や維持等、農地が多面的な機能を果たしていることを教える貴重な体験の機会となっている。学習田事業が担う役割の周知・啓発に取り組むとともに、教育委員会主導による事業の実施と、事業継続に向けたさらなる予算の拡大・支援を実施されたい。

②学校給食における地産地消の推進

学校給食において地域で作られた農産物を提供することは、次代を担う子どもたちに日本の良き食文化や食生活を守り伝えるという点で大きな役割を果たしている。地域農業活性化のため、地域の農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の特別枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現されるよう支援されたい。また、米飯給食において、地元高槻産米を提供されているが、子どもたちに米の本来の味を食してもらうため、麦との混合による提供の見直しを検討されたい。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

農道や農業用水路等の農業の基盤となる施設の整備や適切な維持管理は、農作業の効率化に繋がり、担い手が減少する中で、地域の農業を存続させていくためには必要不可欠である。また、農業施設の老朽化による機能の低下は、農作業にかかる労力を増大させるだけにとど

まらず、農作業上の事故の一因ともなりかねない。

農業者が今後とも営農を継続していくため、以下に、農地保全に向けた農業施設の整備等について意見を取りまとめた。

①農道や農業用水路等の整備

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展に欠かすことのできない重要な基盤である。しかし、老朽化や近年相次ぐ自然災害による甚大な被害により、安全性を欠き、利用に支障をきたすことも多くなっている。耕作条件を改善し、農作業の効率化を図るため、農道・農業用水路の整備・改良・補修に係る事業予算の拡大・拡充、並びに計画的・継続的な事業の実施に取り組まれない。

②農業基盤保全事業の利用推進

農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額の撤廃や、棚田等の農地にも当該補助金の活用するためにも、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の畦畔等工事の利用要件を見直し、地域の実情に沿った制度設計を実施されたい。また、水路を流れる農業用水は単に農業のみならず、地域の美化や環境面など多面的な役割、必要性も大きいため、揚水機の使用にかかる電気料金等、農業用水の適切な管理に要する費用についても、本事業の助成対象とするなど、新たな支援策を検討願いたい。

③農業用水の確保対策

農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、複数の井戸を新設されたい。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策のみならず、防災対策としても意義があるため早期に実施されたい。

④小規模な農地の集約化事業の推進

畦畔除去等による農地の区画拡大のため、基盤整備に係る工事費を補助する「小規模基盤整備事業」が市において創設されたが、さらなる農業者に対する本制度の周知を通じ、農業者が効率的・経済的な農業を営むため、農業者の要望に応じた事業を積極的に推進されたい。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

有害鳥獣による農業への影響は、単に農産物の被害のみに留まるものではなく、その対策にかかる多額の資金や労力の投入を余儀なくさせ、農業者にとって大きな負担となっている。

また、丹精込めて育てた農産物が食い荒らされることは、農業者の耕作意欲を大きく低下させるものとなる。有害鳥獣による被害以外にも、ゴミの投棄等による被害は農空間を取り巻く良好な環境を害するのみならず、ガラス片等による怪我や農業用機械の破損といったリスクをも包含している。農業者の耕作意欲を高め、今後も農業を継続していくためには、良好な営農環境が形成されることが不可欠である。

以下に農空間を取り巻く良好な環境の形成について意見を取りまとめた。

①有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲の増進となるよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策をうたう本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

- (1)市において従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の諸予算を増額し、各種補助施策について、一律5割の補助を実現されたい。
- (2)有害鳥獣の防護柵の設置補助に係る予算を増額するとともに、既存防護柵の補修や電気柵の設置に係る工事費や電気代等の運用費についても補助の対象とされたい。
- (3)有害鳥獣の捕獲檻の設置補助に係る予算の拡大に取り組まれたい。従来の囲いわな・箱わなだけでは効率的な防除ができていないことから、くくりわな等の使用許可、及び監視機能付箱わなの設置をされたい。また、アライグマによる農作物への被害が多く檻が不足しているため、増加していただきたい。
- (4)近年はサルやイノシシ等による農産物の被害が増加傾向にある。個人でも対策を取っているがその効果は極めて小さいため、行政により現地で被害状況を確認するとともに、早急に有効な対策を講じられたい。
- (5)農産物に被害をもたらす鳥獣は下記に列記するように多岐にわたっており、被害状況も異なる。捕獲対象の有害鳥獣に、近年被害が増加傾向にあるサルやハクビシン等を追加指定し、有害鳥獣の特性や地域の実情に応じた対応を実施されたい。

＜農産物に被害をもたらす鳥獣＞

イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ等

②ジャンボタニシの防除対策

ジャンボタニシについては、各農業者で駆除・防除対策を実施しているが、市内全域の水田で被害が拡大している。このような状況下では、個々の対策による駆除には限界があり、根絶には長期的な複数年の一斉駆除の取組が必要となる。市による被害状況調査と有効な対策方法等についての周知啓発・情報提供・指導を行うとともに、防除薬剤の無料配布等

も実施されたい。なお、当該被害はここ数年、市内の全域に拡大しており、農業者が直面する切実な問題となっている。イノシシやシカ等への被害対策は一定講じられているため、当該被害についても具体的な対策を講じられたい。

③不法投棄への対策

農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされている。特に空き瓶、空き缶等の投棄は農業用機械の損壊の原因となり、農作業上の怪我の原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」を改正し、同条例で定める「その他の公共の場所」に、道路に隣接する農地や山林等も含め投棄を規制するとともに、悪質な違反者に対しては、個人名の公表等の罰則規定を設けることで、実効ある運用ができるよう見直されたい。また、農道も含めた道路に面した農地へのゴミの不法投棄抑制のため、道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対する補助制度を市において創設することを改めて検討されたい。

④農業用水路等の管理

農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や菱や水草の繁茂は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっているため、定期的な点検と浚渫工事、三面護岸（U字溝）工事施工等の実施に取り組まされたい。さらには、地域の要望に沿って実施されている池・川・水路等の草、ゴミの回収を継続されたい。

⑤農道の管理

農道等での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障をきたしているため、関係機関と連携し、警告看板の設置や地元実行組合と協力したパトロールの強化等の対策を講じられたい。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理

農道や農業用水路について、現在は地域の農業者において除草作業等の管理を行っているが、担い手の高齢化や農家戸数の減少により、従来の管理方法の継続が困難となっている。また、里道等の除草時には飛び石等による住民とのトラブル等が発生している。行政による定期的な除草や清掃、里道の舗装工事等、適正な維持管理に取り組まされたい。また、農業者が協力し除草を行う場合、発生したトラブルについては市において対応願いたい。

⑦ため池の適正な管理

ため池での水難事故防止のための点検や対策については、各実行組合等で行うよう府や市から通知されているところであるが、実施に当たっては多額の費用が必要となるため、行政での費用負担をお願いしたい。また、学校・保護者・自治会などに対し、危険性の啓発や危険区域への立入禁止の指導を徹底されたい。さらに、老朽化したため池等については、

農業において死活問題であることに加え安全面でも危険を伴うため、所有者を問わず、市において耐震調査の実施や適正な管理に係る整備を行うとともに、菱やアゾラ・クリスタタ（オオアカウキクサ）等の駆除に向けた対策にも取り組まれない。

⑧農業用水の水質保全

農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。特に産業廃棄物等による異臭やレジ袋等のごみ・ホコリの飛来により健康被害の影響、ひいては、農業用水の水質悪化も懸念される。農業用水路・ため池の水質保全のため、定期的な水質検査を実施し、水質改善に向けた近隣の事業所等への指導、また、地域の実情に応じた排水対策の指導を徹底し、対策を講じられたい。

⑨良好な農空間の維持

農地やその近隣での開発事業にあたっては、周辺農地の用排水に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するように指導されたい。

<付帯する意見・要望>

①檜田地区における山林の保全対策

近年の台風・大雨被害で山の斜面が崩れ、災害復旧工事の実施も進んではいるが、令和4年に入った現在でも大雨が降ると再度崩れ、道路が通行止めになるという状況にある。地域の生活と農業を一体的に守るため、今後とも継続して山の管理や河川の護岸の管理など、関係機関とともに取り組まれない。また、当地区では「大阪さとり活動」で里山整備に取り組んでおり、森林の健全化により遠くから見通しが効くようになり、鹿の被害も少なくなり、伐採木は椎茸の原木として活用している。今後も里山林を持続的に利用保全できるよう、本活動に対する支援をお願いしたい。

②檜田地区における溪流とその付近の保全対策

ここ数年の集中豪雨が必ずどこかで発生し、甚大な被害を受けている。市や府が管理する河川について護岸の崩壊や、農道・水路の被害の有無について点検を行い、農作業の安全の確保と基盤整備をお願いしたい。また、溪流沿いの流木により、河川や水路が塞がれ、農産物への被害が拡大しているため、土石流危険溪流における流木対策や道路沿いの倒木対策、放置竹林対策等の森林の保全対策を実施されたい。さらには、田能西浦地区にある取水口が老朽化し、取水が困難になっているため、改修・補修を実施されるとともに、田能地区に5か所あるため池の耐震調査を実施されたい。

③芥川地区における芥川流域の浚渫等

大蔵司橋下より門前橋までの土砂の浚渫について、大阪府への交渉を毎年お願いしているが、未だに実施されず、土砂は年々増加している。この区間には、郡家水利組合、西野水利組合の取水場があり、昨年は最も用水が必要な時に、西野水利組合取水場の芥川堤防下水路トンネル内が土砂で詰まるという事態が発生した。トンネル内の浚渫は容易でなく、水田への影響が大変懸念されている。平成29年から30年の芥川魚道整備、令和元年の遊歩道工事の説明会で大阪府茨木土木事務所と協議したところ、従来の3割ルールは固守しないが、上流で優先箇所があり保留となっている状態である。こいのぼりフェスタ会場を中心に度々整備はされているが、当区間においては据え置かれ、土砂の堆積で流れが取水場のある右岸に偏り、今後洪水などの危険性が懸念される。また、昨年は同区間右岸堤防の草刈りがなかった。大蔵司橋下横の湧水は芥川渇水時には貴重な資源となるため、引き続き例年通り実施されたい。

④女瀬川流域の浚渫工事等

女瀬川の降雨時における増水傾向は近年著しく喫緊の課題である。女瀬川とその関連の公有水路の浚渫工事を実施されたい。また、堤防敷の上部付近は草などが防護柵を越えて繁茂していることから、歩行者をはじめ、車両の通行など危険な状態である。堤防敷の草刈を特に繁茂前に年2回実施するよう大阪府や関係機関に働きかけられたい。

⑤五領地区を中心とした河川の浚渫工事

一乗寺川、三五郎川や萩之庄川等の山から流れてくる河川は泥や土砂が堆積しやすく、集中豪雨の際には水位の上昇を招くため、浚渫工事を実施されたい。

⑥淀川堤防部分の雑草対策

近年は水路内、淀川堤防部分の雑草類の生育も早いため、水利組合員等での作業が困難な箇所を含めた小溝の土砂、雑草の除去の実施サイクルの短縮をお願いしたい。

⑦排水機場周辺の適正な管理

第二今戸排水機場から前島排水機場までの公有水路の犬走りの整備と、雑草・立ち木の伐採を定期的 to 実施されたい。

⑧芥川流域の取水堰堤の補修

清水地区にある芥川流域の取水堰堤が老朽化し、取水が困難となっているため、早急に改修・補修を実施されたい。

⑨五領地区における環境保全

周辺に産業廃棄物処理業者が多数立地していることも影響し、農地や農業用水路の汚染が懸念される。市においては近隣業者への指導を徹底し環境保全に万全を期していただきたい。

い。上牧の内ヶ池や道鶴の野川水路、前島の排水ポンプ場前、産業廃棄物処理業者周辺の水路等についても、地元実行組合の要望に応じ、排水対策・水質検査を定期的に実施されたい。また、三五郎川等で発見された侵略的外来水生植物（オオバナミズキンバイとナガエツルノゲイトウ）の早期根絶のため、状況確認と徹底した対応をとっていただきたい。さらには、イノシシ等によるタケノコ被害が年々増加しているため、捕獲対策を強化していただきたい。

⑩新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

新名神高速道路から交通事故等を起因とする油の流出等による営農環境への影響が発生しないよう、防止対策とチェック体制が適正に実施されるよう関係機関に働きかけられたい。

⑪市道原成合線周辺の営農環境への配慮

市道原成合線の周辺における圃場や山林へのゴミ等の不法投棄の防止や、農業用水路設備の維持管理に取り組まれたい。

⑫農用地について

三箇牧地区においては、農業振興地域制度に基づく農用地が多く存在するが、制度開始から約50年が経過し、周囲の環境の変化により一部では飛び地状態となるなど分布上の問題も生じているため、営農上の効率的な利用と集積化の観点から、実態に即した運用や柔軟な対応を検討願いたい。

⑬レンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタ事業の推進

市民とのふれあいの場を提供するレンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタなどのイベント運営への継続的な支援をお願いしたい。